

令和4年11月

射水市議会臨時会議案

目 次

- 議案第 5 3 号 令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 5 4 号 射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

議案第 5 4 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一
部改正について

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正
する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強
化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例
の一部を改正する条例

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 1 9 年射水市条例第
3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表乙種区域の項区域の範囲の欄中「小杉流通業務団地」の次に「、
沖塚原企業団地、大江地区」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 9 月 3 0 日から適用する。